

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社丸泰
岐阜県岐阜市領下6-46

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 5 年 5 月 24 日 ~ 令和 5 年 6 月 23 日 (1 ヶ月)
東海区域(岐阜県、愛知県、三重県)

3 指名停止理由

株式会社 丸泰は、愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請契約を締結したため、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月5日に中部地方整備局長より10日間の営業停止処分を受けた。
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件 別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内